平成２３年（フ）第９５５号
東京都八王子市高倉町35番地10エステート吉武102号
破産者　峯崎　　隆
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７８０号
川崎市高津区下野毛２丁目９番19号
破産者　ナガイ電業株式会社
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８１７号
神奈川県綾瀬市早川城山５丁目13番10号
破産者　有限会社マナベ紙工
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３号
富山市水橋畠等40番地23
破産者　有限会社エム・デイー・シー
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８１号
愛知県みよし市西陣取山119番地１
破産者　有限会社林田工務店
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
熊本市幸田１丁目２番31号、商業登記簿上の本店所在地熊本市御幸笛田１丁目２番85号
破産者　有限会社不知火サービス
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２３３１号
福岡市城南区西片江２丁目15番５号、前住所福岡市城南区梅林１丁目２番７号
破産者　大橋英実子
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４５１号
福岡県朝倉市柿原799番地２
破産者　豊福建設こと　豊福　　誠
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５０８号
兵庫県尼崎市田能３丁目31番７号
破産者　本田ヨウ子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０２号
兵庫県西宮市川添町14番18―505号
破産者　飯田　　聡
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１４号
兵庫県西宮市一ヶ谷町６番14号
破産者　大河内敬悟
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１５号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目21番５号　ロイヤルメゾン武庫之荘Ⅶ203号、前住所兵庫県尼崎市西昆陽３丁目７番18号　ルヴェランス206号
破産者　楳木　春美
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２７５７号
福岡市東区若宮５丁目３番32―110号　アーベイン香椎南、破産手続開始決定時の住所福岡市東区香椎浜４丁目１番４―302号
破産者　岩本佳子こと　許　　由子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０５５号
北海道北広島市中央５丁目３番地５
破産者　田村　正人
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５号
秋田県横手市追廻１丁目２番40号　金沢アパート１階
破産者　安部　多吉
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第３５８号
茨城県ひたちなか市大字東石川3587番地12
破産者　宇佐美　隆
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２８４号
埼玉県八潮市大字大曽根2067番地55
破産者　永山　　誠
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
埼玉県越谷市東越谷４丁目５番地４　コバトハイツ303
破産者　深井　忠満
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸3137番地１
破産者　竹内　純子
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
大津市日吉台４丁目５番13号
破産者　松井　元治
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部